平成21年2月27日訓令第4号

改正

平成25年3月29日訓令第6号 平成31年1月11日訓令第1号

我孫子市広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の資産等を広告媒体として利用する場合の取扱い基準に関し必要な事項を 定めるものとする。

(広告媒体)

- **第2条** 民間事業者の広告媒体とすることができる市の資産等は、次に掲げるもののうち市長が必要があると認めるものとする。
  - (1) 市が発行する広報紙
  - (2) 市ホームページ
  - (3) 市が作成する刊行物、パンフレット類その他の配布することを目的に作成した印刷物
  - (4) 市が使用する封筒その他の印刷物
  - (5) 庁舎その他の公の施設(附属施設を含む。)
  - (6) その他広告媒体として活用できるもので市長が認めるもの

(信頼性の確保)

- 第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼性のあるものでなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのあるものは、広告媒体に広告を掲載する ことができない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 に規定する風俗営業に関するもの
  - (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
  - (3) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
  - (4) 美観風致を害するもの
  - (5) 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係するもの

- (6) 市の業務遂行に支障を及ぼすもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他市としての公共性及び中立性並びに品位を損なうもので広告媒体に掲載する広告として適当でないもの

(広告掲載期間)

- 第4条 広告媒体への広告掲載期間は、原則1年とし、1月を単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広告媒体のうち第2条第3号及び第4号に規定するもの(以下「刊 行物等」という。)の広告掲載期間は、当該刊行物等を消費するまでの間とする。ただし、契約 等別に定める期間があるときは、その期間による。

(広告規格等)

第5条 広告掲載に関する規格、デザイン、掲載位置、広告期間等は、広告媒体ごとに市長が別に 定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格、広告の 効果、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が決定するものとする。

(広告の募集方法)

- 第7条 広告の募集は、広報あびこ又は市ホームページにより行う。
- 2 広告の募集は、広告代理業を営む者に行わせることができる。

(広告主の選定)

第8条 広告主の選定に当たっては、公平性を確保するよう配慮しなければならない。

(契約等)

- 第9条 広告主を決定したときは、当該広告主と広告掲載に関し契約(これに類するものを含む。 次項において同じ。)を締結しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により広告代理 業を営む者に広告の募集を行わせる場合は、当該広告代理業を営む者との委託契約をもって広告 主との広告掲載に関する契約に代えることができる。
- 2 前項の契約には、次に掲げる事項を明確にするものとする。
  - (1) 契約期間に関する事項
  - (2) 広告掲載料に関する事項
  - (3) 広告制作料の費用負担に関する事項
  - (4) 広告内容の責任の所在に関する事項

- (5) 広告掲載の中止及びその損害の負担に関する事項
- (6) 権利譲渡の禁止に関する事項
- (7) 解約に関する事項
- (8) その他必要な事項

(準用)

- 第10条 第2条から第5条まで、第8条及び第9条の規定は、次の方法により広告を掲載する場合 に準用する。
  - (1) 刊行物等に広告掲載する場合で刊行物等の納入者が当該刊行物の寄附を目的に当該刊行物等に広告を掲載する場合
  - (2) 行政財産の目的外使用により施設の一部を使用させる場合において当該使用させる部分に 広告を掲載する場合

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

**附** 則(平成25年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月11日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。